

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成30年5月30日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700137号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800006号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所a製造所における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年1月1日から昭和56年8月1日まで

A事業所a製造所に勤務していた期間のうち、年金記録では請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低く記録されている。

特に昭和53年1月の給与支払明細書の食事手当は固定的賃金の変動に該当するので標準報酬月額の改定になると考えている。

給与支給明細書及び給与所得の源泉徴収票を提出するので、請求期間について標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間のうちの一部期間に係る給与支払明細書及び昭和53年分、昭和55年分給与所得の源泉徴収票(以下「給与支払明細書等」という。)により、請求者は、給与支払明細書等に係る月において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬の支払を受けていた月があることが確認できるものの、給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料と同額であることが確認又は推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、給与支払明細書等から厚生年金保険料控除額が確認又は推認できる月については、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

また、請求期間のうち、上述の給与支払明細書等から確認できる期間を除いては、請求者は、給与支払明細書等の資料を所持しておらず、A事業所b支社及び日本年金機構は、当時の資料は保存していない旨の回答をしていることから、請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

なお、請求者が主張する標準報酬月額の改定については、請求者から提出された給与支払明細書、A事業所b支社から提出された食事手当の支給に係る労働組合との確認書及び同支社の回答を踏まえると、食事手当の最初の支給月は、昭和52年7月であると推認され、引き続き3か月間(昭和52年7月から同年9月まで)の給与額の平均から算出される標準報酬月額は、

従前の標準報酬月額と2等級以上の差が生じないことから、標準報酬月額の改定には該当しないものと判断できる。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。